



4号特例などの 法改正について

建築性能試験センター 安全性能部



2025年4月から 4号特例等のルールが 改正されます

4号特例とは

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

- 一 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物
- 二 認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物
- 三 **第六条第一項第四号**に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、**建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築士及び建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。**

1980年台に景気が上昇しはじめ新築住宅棟数が増加しはじめたが、建築確認審査を行う行政職員が不足し審査が滞ってしまったことから、1983年から4号特例が開始された。

2025年（R7年）に変わる予定

4号特例の見直し

国土交通省

2023年10月版

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 4号特例が変わります

省エネ基準の適合義務化に併せて

木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます



「4号特例」見直し3つのポイント

1

「建築確認・検査」
「審査省略制度」の
対象範囲が
変わります

2

確認申請の際に
構造・省エネ関連の
図書の提出が
必要になります

3

2025年
4月に
施行予定です

※「審査省略制度（いわゆる「4号特例」）」とは・・・

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物（建築基準法第6条第1項
第4号に該当する建築物）において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です

詳細は裏面をご覧ください

<https://www.mlit.go.jp/common/001500388.pdf>

令46条の変更

国土交通省

2023年10月改定版

設計者・施工者の皆様へ

2025年4月(予定)から 小規模の木造住宅・建築物の 構造基準が変わります



木造構造基準見直し3つのポイント

1

小規模の
木造住宅・建築物
が対象です。

2

壁・柱の構造基準
（壁量・柱の小径）
が見直されます。

3

2025年
4月に
施行予定です。

※本リーフレットの内容は、令和4年10月28日に公表された「木造建築物における省エネ化等による
建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）」の概要から変更されています。

詳細な内容については、今後、国土交通省ホームページにおいて公表予定です。引き続き、政省令・
告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布の予定としています。

詳細は裏面をご覧ください

<https://www.mlit.go.jp/common/001500389.pdf>

省エネ基準適合

国土交通省

2022年10月版

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が 義務付けられます

建築物省エネ法が改正されました（令和4年6月17日公布）



省エネ基準適合見直し3つのポイント

1

原則全ての
新築住宅・非住宅に
省エネ基準適合が
義務付けられます

2

建築確認
手続きの中で
省エネ基準への
適合性審査を
行います

3

2025年4月
に施行予定
です

※住宅・建築物の「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量
基準と外皮基準からなります。新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準（気候風土適応住宅）についての合理化措置を含む
が適用されます。

詳細は裏面をご覧ください

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001519931.pdf>

出典：国土交通省のウェブサイト

2025年（R7年）に変わる予定

4号特例の見直し

令46条の変更

省エネ基準適合

木造建築物を建築する場合の 建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます**。
同法では、**建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小**が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の 対象範囲が変わります



2 確認申請の際に構造・省エネ関連の 図書の提出が必要になります



●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定です。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定です**。
- 今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



発行：国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官(建築企画担当)付(総則班) TEL:03-5253-8111

小規模の木造住宅・建築物の 構造基準が見直されます

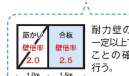
木造建築物における省エネ化等による重量化に対応するため、建築基準法施行令(以下「令」という。)等の改正を行い、壁・柱の構造基準を見直すことを予定しています。

1 小規模の木造住宅・建築物が対象です

- 2階建て以下、高さ16m以下、延べ面積300㎡以下のすべての木造住宅・建築物が対象です。
(※ZEH水準等以外の住宅・建築物も対象)

2 壁・柱の構造基準(壁量・柱の小径)が見直されます

- 構造計算を行う場合は、壁量及び柱の小径の基準は適用されません。



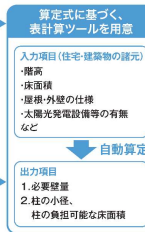
柱の小径が、構架材(はり等)の相互間の垂直距離に対して一定割合以上であることの確認を行う。

1. 壁量基準の見直し <令第46条第4項関連>

- ・方法①：建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要な壁量を算定**
(※現行のいわゆる重い屋根・軽い屋根の区分は廃止)
- ・方法②：簡易に必要な壁量を確認する方法として、
方法①の算定式に基づく、**早見表(試算例)を用意**
- ・方法③：構造計算(許容応力度計算等)により
安全性を確認する場合は**壁量の確認を省略可能**

2. 柱の小径基準の見直し <令第43条第1項関連>

- ・方法①：建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、一柱の小径を算定**
(※現行のいわゆる重い屋根・軽い屋根等の区分は廃止)
- 小径別の柱の負担可能な床面積を算定
- ・方法②：簡易に必要な柱の小径を確認する方法として、
方法①の算定式に基づく、**早見表(試算例)を用意**
- ・方法③：構造計算(柱の座屈検討)により安全性を確認する場合は
柱の小径の確認を省略可能(※現行どおり)



3 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 2022年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)の構造関係規定の改正内容のうち、木造建築物の構造計算における高さの合理化の改正に関する内容は、本リーフレットには含まれておりません。
- 今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



発行：国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当)付<構造班> TEL:03-5253-8111

全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が義務付けられます

2022(令和4)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます**。
併せて、**建築基準法の改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小**が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

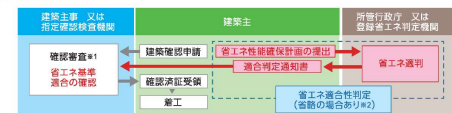
1 原則※全ての新築住宅・非住宅に省エネ 基準適合が義務付けられます

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務	適合義務 (2024.4~)	適合義務	適合義務
中規模 (300㎡未満)	適合義務 (2021.4~)	届出義務	適合義務 (2024.4~)	適合義務	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務	適合義務 (2024.4~)	適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

2 建築確認手続きの中で省エネ基準への 適合性審査を行います

- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。
※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

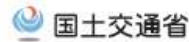
- 申請側、審査側の十分な準備期間を確保しつつ、**2025(令和7)年4月に施行予定です**。
- 4号特例の見直しについても、同じく2025年4月に施行予定
- 施行日以後に工事に着手する建築物の建築が適合義務の対象となります。**
- 今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



発行：国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官(建築企画担当)付(省エネ班) TEL:03-5253-8111

出典：国土交通省のウェブサイト

国土交通省からのお知らせ



設計者・工務店の皆様へ

2024年5月版

もうすぐ始まります!

2025年4月から ルールを改正します!

3つの改正するルール

<1つめ>
全ての新築で省エネ基準適合を義務化!

<2つめ>
木造戸建住宅[※]の建築確認手続き等を見直し!

※階数2以上又は延べ面積200㎡超

<3つめ>
木造戸建住宅の壁量計算等を見直し!

詳細は裏面をご覧ください

3つの改正するルール

2025年4月以降に工事に着手するものが対象です。

<1つめ> 全ての新築で省エネ基準適合を義務化!

- ① 省エネ適判手続きが必要になります。
- ② 仕様基準で評価する場合は省エネ適判は不要です。

<2つめ> 木造戸建住宅[※]の建築確認手続き等を見直し!

※階数2以上又は延べ面積200㎡超

- ① 「建築確認」が必要な対象範囲を拡大します。
- ② 「審査省略」の対象範囲を限定します。
- ③ 構造・省エネ関連の図書等の提出が必要になります。



<3つめ> 木造戸建住宅の壁量計算等を見直し!

➡ 重い屋根・軽い屋根等の区分を廃止

- ・算定式に基づき、壁量および柱の小径を算定
- ・表計算ツール・早見表 (試算例) を使用可能

わかりやすい解説動画やテキストはこちら

■解説動画

<https://shoenehou-online.jp/>



建築物省エネ法 オンライン講座

■テキスト

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



建築物省エネ法 資料ライブラリー

発行：国土交通省 住宅局 参事官 (建築企画担当) 付 TEL:03-5253-8111

<https://www.mlit.go.jp/common/001744375.pdf>

出典：国土交通省のウェブサイト

2024年10月版

2025年4月から 木造戸建の大規模なリフォームが 建築確認手続きの対象になります

※大規模なリフォーム：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。



2つの注意点

① 建築確認手続きの対象となります

② 建築士による設計・工事監理が必要です

詳細は裏面をご覧ください

木造戸建の大規模なリフォームは 建築確認手続きが必要になります

2022（令和4）年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）により、建築確認手続きの対象の見直しが行われます。

① 建築確認手続きの対象となります

二階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォーム^{※1}で、2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続き^{※2}が必要となります。

キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォームや、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は手続き不要^{※3}です。

※1：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、屋根の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げの改修等は該当しません。

※2：建築確認手続きは、工事に着手する前に手帳を提出する必要があります。また、国行法に適合していない箇所があれば別途適合させる工事が必要な場合があります。

※3：工事内容によっては大規模なリフォームに該当する場合がありますので、建築士または指定確認検査機関へご相談ください。



② 建築士による設計・工事監理が必要です

延べ面積が100㎡を超える建築物^{※4}で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。（建築基準法第5条の6の規定による）

※4：建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が同建延べ面積等を定めている場合があります。

詳細はこちら

■大規模なリフォームについて

https://www.mlit.go.jp/jutakuikentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html

建築基準法改正 建築確認



発行：国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当） 付 TEL.03-5253-8111

<https://www.mlit.go.jp/common/001744375.pdf>

出典：国土交通省のウェブサイト

改正法制度の説明資料が国交省のホームページで公開されています。読まれていない方は早めにご一読ください。（この資料に沿って説明します）

建築基準法・建築物省エネ法
改正法制度説明資料

令和6年9月

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官(建築企画担当)付

市街地建築課



確認申請・審査マニュアルもあります。

出典：国土交通省のウェブサイト



Chapter
2

確認申請図書の作成例

ここでは、2階建ての木造一戸建て住宅(新築)の確認申請に必要な図書と明示すべき事項について、「四号特例」の見直しによって審査対象となる構造関係規定等を中心に、確認申請図書の作成例を用いて、紹介しています。



確認申請図書の作成例における木造一戸建て住宅の概況

詳細版 P-24

- 一戸建ての住宅の新築の事例
- 木造軸組構法
- 2階建て
- 延べ面積: 約122㎡
- 用途地域: 第一種低層住居専用地域
- 防火地域: 指定なし(法第22条区域)
- 高度地区: 指定なし
- 仕様規定のみで構造安全性を確認
※ 耐力壁等の壁量が少なく、耐力壁等の壁率が小さい、一般的な住宅
- 仕様基準で省エネ適合を確認



確認申請図書(参考) 一覧

詳細版 P-62

本章で扱う住宅の確認申請を行う際には、以下の図書等を提出することが求められますが、本書ではその一部の図書を掲載し、法改正に伴う主な変更点を把握できるようにしています。

- ☐ 仕様表*・計画概要・付近見取図・内部/外部仕上表
- ☐ 求積図・地盤面算定表・配置図
- ☐ 平面図*
- ☐ 立面図・断面図*
- ☐ 構造詳細図
- ☐ 床面積・見付面積計算表
- ☐ 壁量判定 兼 耐力壁図
- ☐ 四分割法判定
- ☐ 柱頭柱脚金物算定(N値計算法)
- ☐ 給排水衛生・電気設備図
- ☐ 計算書(採光、換気、省エネ)
- ☐ 設計内容説明書(省エネ)
- ☐ 機器表(省エネ)

確認申請図書(参考)では、必要な情報は、仕様表等に記載することにより、基礎伏図、各階床伏図・小屋伏図・軸組図を省略する構成としています。
※ 基礎伏図、各階床伏図・小屋伏図、軸組図を作成し、必要な情報を記載することも可能です。

青字：本書に掲載している図書

*の図書は、本書で省エネ仕様基準に関する記載例も掲載しています。



<https://www.mlit.go.jp/common/001627106.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/common/001627104.pdf>

改正基準法は2025年4月（R7年4月）以降に**着工**するものから適用される予定です。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>											
	法施行日（令和7年4月1日）		構造関係規定等への適合確認	留意点							
⑤	確認申請 □	確認済証 ■	着工 ▲	完了検査申請 ☆	検査済証 ★	確認：審査しない 検査：検査しない	—				
⑥	□	■	▲	☆	→	★	確認：審査しない 検査：検査しない	—			
⑦	□	■	▲	→	☆	→	★	確認：審査しない 検査：検査しない	—		
⑧	□	■	▲	○	計画変更 ●	確認済証 ☆	→	★	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—	
⑨	□	■	▲	○	●	☆	→	★	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—	
⑩	□	■	→	▲	(○●)	☆	→	★	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる	
⑪	□	→	→	■	▲	☆	→	★	確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内	
⑫	→	→	→	□	■	▲	☆	→	★	確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

21

21

出典：国土交通省のウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/common/001627103.pdf> 9

2025年2～3月（R7年2～3月）は、確認審査機関における確認審査数が集中し、確認期間が長くなることが想定されます。構造計算適合性判定を要する物件でも確認期間が長くなることが考えられますので、**余裕を持った設計工期**でのご対応をお願いいたします。

参考：

確認審査では

4号建築は、受理した日から7日以内に審査だが
1～3号建築は、受理した日から35日以内の審査となっている

4号特例の見直し（法6条）

改正前（木造建築物）

延面積 階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	2号建築物	2号建築物	2号建築物
2	4号建築物※	4号建築物※	2号建築物
1	4号建築物※	4号建築物※	2号建築物

建築基準法第6条

1号 特殊建築物（学校、病院、共同住宅、百貨店など）で当該部分の面積が200㎡を超えるもの

2号 **木造建築物**で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13mもしくは軒高が9mを超えるもの

3号 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの

4号 上記以外

改正後（非木造・木造共通）

延面積 階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	2号建築物	2号建築物	2号建築物
2	2号建築物	2号建築物	2号建築物
1	3号建築物※	2号建築物	2号建築物

改正後の建築基準法第6条

1号 特殊建築物（学校、病院、共同住宅、百貨店など）で当該部分の面積が200㎡を超えるもの

2号 **前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの**

3号 **上記以外（平家200㎡以下）**

 : 審査対象（都市計画区域外も含む）

 : 構造等の審査省略あり
※ 都市計画区域外は確認対象外

11

階高の高い木造建築物などの増加を踏まえた構造安全の検証法の合理化（法20条）

改正前

建築基準法第20条第1項第二号

木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える

高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

改正後

高さが60m以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）が必要

階高の高い木造建築物などの増加を踏まえた構造安全の検証法の合理化

改正前

建築基準法第20条第1項第三号

木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物のその他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物の高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

改正後

高さが60m以下の建築物のうち（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延べ面積が300㎡を超えるものに限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

許容応力度計算（ルート1）が必要！

現行

規模 \ 高さ		高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超		
1 階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析		
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)				
2 階建	500㎡以下	仕様規定				
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)				
3 階建						
4 階建～						

改正

規模 \ 高さ		高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超		
1 階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析		
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)				
2 階建	300㎡以下	仕様規定				
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)				
3 階建		高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)				
4 階建～						

改正前

高さが13m以下又は軒の高さが9m以下の木造建築物

階数	延床面積 200㎡以下	延床面積 200㎡超500㎡以下	延床面積 500㎡超
3以上	許容応力度計算	許容応力度計算	許容応力度計算
2	壁量計算 (審査省略)	壁量計算 (審査省略)	許容応力度計算
1	壁量計算 (審査省略)	壁量計算 (審査省略)	許容応力度計算

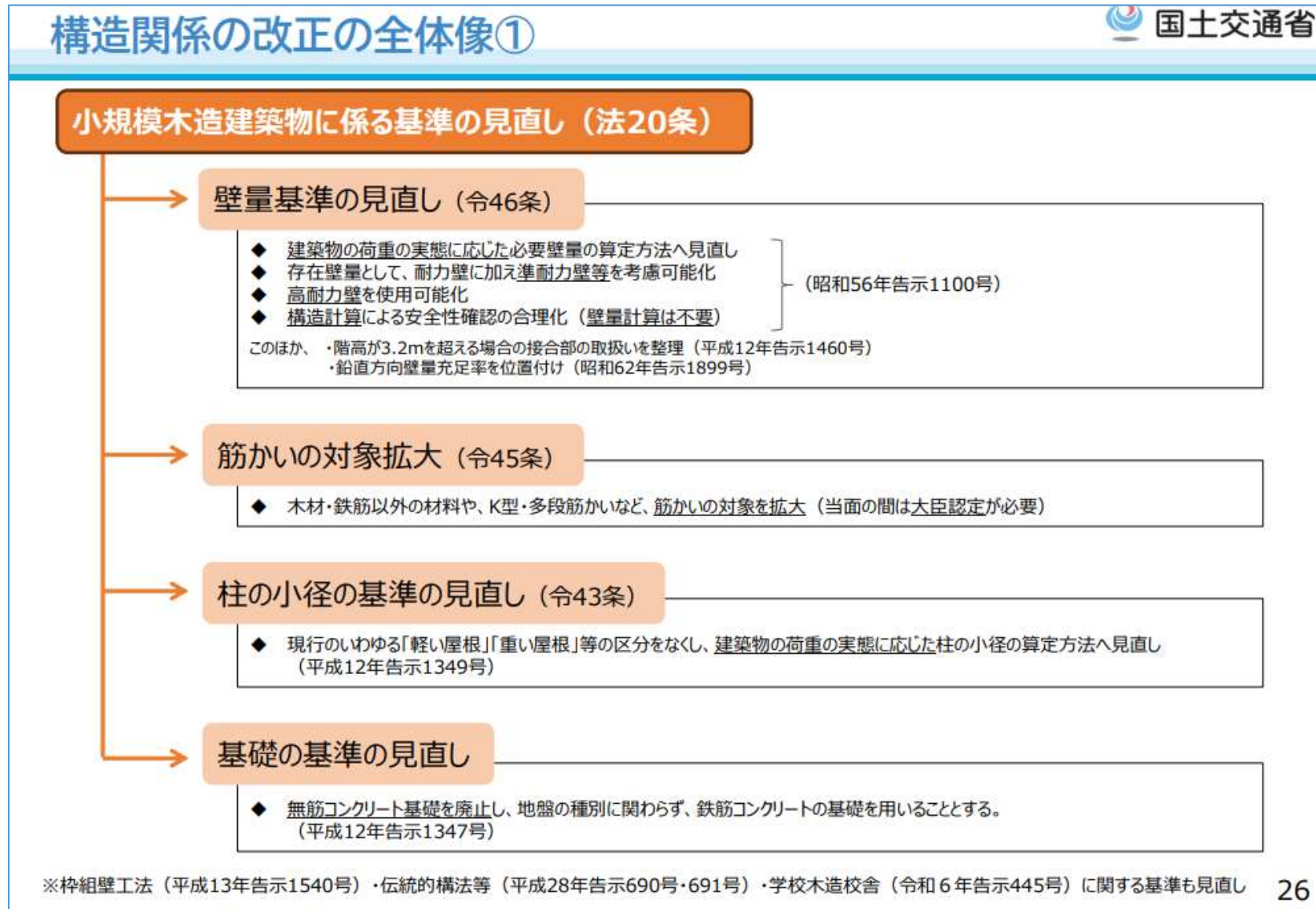
改正後

高さが16m以下の木造建築物

階数	延床面積 200㎡以下	延床面積 200㎡超300㎡以下	延床面積 300㎡超	延床面積 制限なし
4以上	許容応力度等計算	許容応力度等計算	許容応力度等計算	許容応力度等計算
3	許容応力度計算	許容応力度計算	許容応力度計算	許容応力度等計算
2	壁量計算 (審査対象)	壁量計算 (審査対象)	許容応力度計算	許容応力度等計算
1	壁量計算 (審査省略)	壁量計算 (審査対象)	許容応力度計算	許容応力度等計算

令和7年4月施工

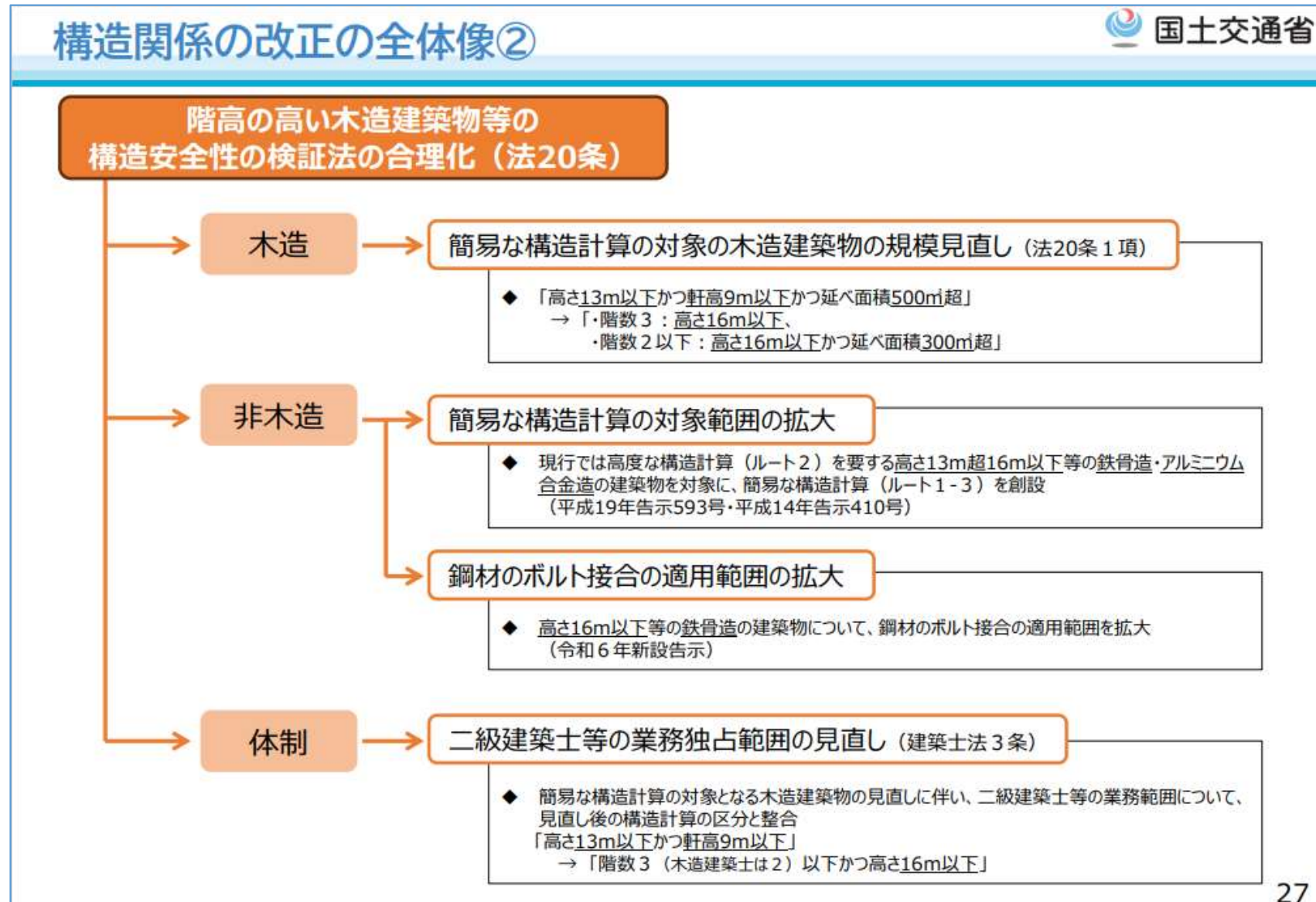
4号特例見直し、構造見直しの全体像



26

令和7年4月施工

4号特例見直し、構造見直しの全体像



27

17

必要な壁量等の基準

令和4年10月28日の必要な壁量等の基準（案）では

必要な壁量に関する規定

（建築基準法施行令第46条第4項等関連）

方法① 個々の建築物の荷重の実態に応じてより
精緻に検証する方法（Ai法）

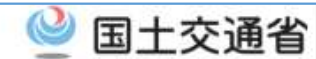
方法② ~~簡易に必要な壁量を確認する方法~~

方法③ 構造計算により安全性を確認する方法

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し



現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置を設ける。)

壁量基準の見直し(令第46条)

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
現行：「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
⇒ 見直し：建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
現行：存在壁量として、耐力壁のみ考慮
⇒ 見直し：存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化
現行：壁倍率は5倍以下まで
⇒ 見直し：壁倍率は7倍以下まで
- 構造計算による安全性確認の合理化
現行：構造計算による場合も壁量計算が必要
⇒ 見直し：構造計算(昭和56年告示1100号5号)による場合は壁量計算は不要

柱の小径の基準の見直し(令第43条)

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し
現行：階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定
⇒ 見直し：建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、
 - ・ 柱の小径を算定
 - 又は、
 - ・ 小径別の柱の負担可能な床面積を算定

現行法では、構造計算で設計しても壁量計算が必要でした。

設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備
※諸元：階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等

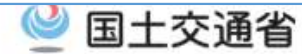
(技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づけ)

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

(壁量基準の見直し関連)

仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し



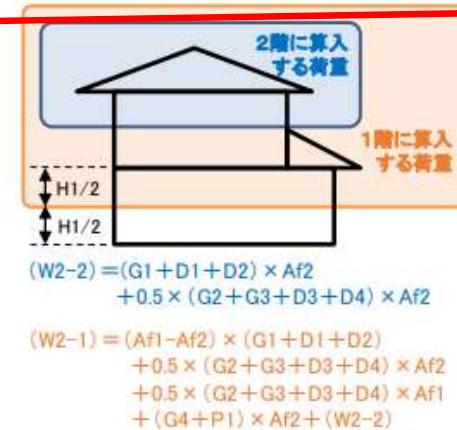
- 建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要壁量を算定** (いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
 - 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備
 - 諸元を入力することで、**必要壁量を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備
- (確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

<算定式(床面積あたりの必要な壁量)>

$$L_w = (A_i \cdot C_0 \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L_w : 床面積あたりの必要な壁量 (cm/m²)
 A_i : 層せん断力分布係数
 $A_i = 1 + [(1/\sqrt{\alpha_i}) - \alpha_i] \times 2T / (1+3T)$
 固有周期 $T = 0.03h$ (秒)
 α_i : 建築物の A_i を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値
 h : 建築物の高さ (m)
 C_0 : 標準せん断力係数 0.2とする。
 ※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3
 $\sum w_i$: 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)
 A_{fi} : 当該階の床面積 (m²)

<荷重(W_i)算定のイメージ>



<算入する荷重>

A_{f1} : 1階面積 (m ²)	$D1$: 天井(屋根)断熱材荷重 (kN/m ²)
A_{f2} : 2階面積 (m ²)	$D2$: 太陽光発電設備等荷重 (kN/m ²)
$G1$: 屋根荷重 (kN/m ²)	$D3$: 外壁断熱材荷重 (kN/m ²)
$G2$: 外壁荷重 (kN/m ²)	$D4$: 高断熱窓荷重 (kN/m ²)
$G3$: 内壁荷重 (kN/m ²)	
$G4$: 床荷重 (kN/m ²)	$W2-1$: 2階建の1階の荷重 (kN)
$P1$: 積載荷重 (kN/m ²)	$W2-2$: 2階建の2階の荷重 (kN)

※在来軸組構法の場合

30

注意！！
地域係数
がない

構造設計では当たり前の A_i 分布で地震層せん断力を算出し、必要な壁量に変換している。

0.0196とは？

壁量基準等の見直し

壁倍率1倍とは、長さが1mの壁に200 k g (1. 96 k N)の水平力が作用した時に、層間変形角が1／120となる壁のこと。(15 c m×90 c mの筋かいを入れた軸組相当)

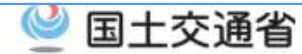
なお、層間変形角1／120は木造建築物の中地震時($C_0=0.2$)における変形制限値で、壁量計算は中地震時の検討を行っていることになります。大地震時ではありません。

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

(壁量基準の見直し関連)

仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し



- 建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要壁量を算定**(いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
 - 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備
 - 諸元を入力することで、**必要壁量を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備
- (確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

<算定式(床面積あたりの必要な壁量)>

$$L_w = (A_i \cdot C_0 \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L_w : 床面積あたりの必要な壁量 (cm/m²)

A_i : 層せん断力分布係数

$$A_i = 1 + \left[\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i \right] \times 2T / (1+3T)$$

固有周期 $T = 0.03h$ (秒)

α_i : 建築物の A_i を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

h : 建築物の高さ (m)

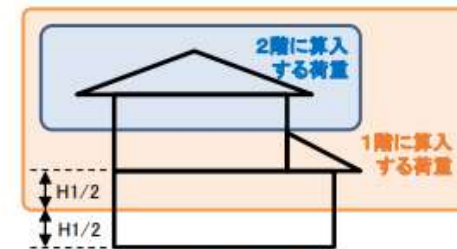
C_0 : 標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

$\sum w_i$: 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)

A_{fi} : 当該階の床面積 (m²)

<荷重(W_i)算定のイメージ>



$$(W2-2) = (G1 + D1 + D2) \times A_{f2} + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times A_{f2}$$

$$(W2-1) = (A_{f1} - A_{f2}) \times (G1 + D1 + D2) + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times A_{f2} + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times A_{f1} + (G4 + P1) \times A_{f2} + (W2-2)$$

<算入する荷重>

A_{f1} : 1階面積 (m ²)	$D1$: 天井(屋根)断熱材荷重 (kN/m ²)
A_{f2} : 2階面積 (m ²)	$D2$: 太陽光発電設備等荷重 (kN/m ²)
$G1$: 屋根荷重 (kN/m ²)	$D3$: 外壁断熱材荷重 (kN/m ²)
$G2$: 外壁荷重 (kN/m ²)	$D4$: 高断熱窓荷重 (kN/m ²)
$G3$: 内壁荷重 (kN/m ²)	
$G4$: 床荷重 (kN/m ²)	$W2-1$: 2階建の1階の荷重 (kN)
$P1$: 積載荷重 (kN/m ²)	$W2-2$: 2階建の2階の荷重 (kN)

※在来軸組構法の場合

固定荷重と積載荷重の和となっている。
基準法ではなんと積雪は含まれていない。
条例で検討中！

30

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

枠組壁工法などはどうなのかについては令和6年10月25日技術的助言より

国住指第276号
令和6年10月25日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
関する安全に必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言）

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
関する安全に必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示
第964号）が令和6年6月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっ
ている。

また、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する
告示（令和6年国土交通省告示第1005号）についても、令和6年7月9日に公布され、令
和7年4月1日から施行（一部公布日施行）されることとなっている。

さらに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法
施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を
確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第
1012号）についても、令和6年7月10日に公布され、令和7年4月1日から施行されるこ
ととなっている。

加えて、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関す
る安全に必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告
示第1167号）についても、令和6年9月19日に公布され、令和7年4月1日から施行され
ることとなっている。

ついては、それらの運用に係る細目について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用
に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対し
ても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周
知していることを申し添える。

1

（2）地震に対する必要壁量の算定の基準の見直し（告示第1540号第5第4号イ関係）

枠組壁工法を用いた建築物の地震に関する必要壁量について、以下の算定式により算
定することとした。なお、改正前の基準と同様、積載荷重には積雪荷重を含むものとし
ている。

<算定式（床面積あたりの必要壁量）>

$$L_w = (A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L_w ：単位面積あたりの必要壁量（cm/m²）

A_i ：層せん断力分布係数

（昭和55年建設省告示第1793号第3に定める式により算出した数値）

C_o ：標準せん断力係数

0.2（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第
88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3）とする。

Σw_i ：当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（kN）

多雪区域においては、更に積雪荷重に0.35を乗じて得た数値を加える

A_{fi} ：当該階の床面積（m²）

なぜか、枠組壁工法では、積雪を見込むこ
とになっている
多雪区域外は見込まなくても良い

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

住宅性能表示制度・長期優良住宅認定制度に関する壁量基準の見直し



国土交通省

【住宅性能表示制度】

- 耐震等級等において2階以下の木造建築物に適用される壁量計算については、建築基準法関係告示の改正（令和6年5月31日）に合わせて実荷重に応じた必要壁量を算定するよう見直し（令和6年7月5日改正）。

【長期優良住宅認定制度】

- ZEH水準の重量化した建物に対応した耐震性を確保するため、壁量計算により耐震性を確認する場合には、令和4年10月より暫定的に耐震等級3を求めていたところ。住宅性能表示制度における壁量基準の見直しを踏まえ、壁量計算による場合であっても耐震等級2以上で認定可能となるよう、暫定的な措置を終了（令和6年7月5日改正）。

主な改正事項

① 住宅性能表示制度における評価方法基準の見直し

- 以下の算定式により、実荷重に応じた必要壁量を算定することを規定。等級2以上の適合判定にあたっては、等級に応じた倍率（等級2=1.25倍、等級3=1.5倍）を乗じて必要壁量を算定するよう見直し。

※必要壁量表は廃止。地震地域係数Zは引き続き計算に含める。

※準耐力壁等の扱いについては、改正後の建築基準法の規定と同様とする。

<算定式（床面積あたりに必要な壁量）>

$$L_w = (Z \cdot A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L_w ：当該階の床面積あたりの必要壁量 [cm/m²]

Z ：地震地域係数 0.7~1.0

A_i ：層せん断力分布係数

$$A_i = 1 + \left[\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i \right] \times 2T / (1 + 3T)$$

固有周期 $T = 0.03h$ [秒]

α_i ：建築物の A_i を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

h ：建築物の高さ [m]

ここでは、積雪を考慮している

C_o ：標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

Σw_i ：当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（積雪荷重を含む）[kN]

A_{fi} ：当該階の面積 [m²]

【注】赤字部分は建築基準法における算定式と異なる箇所

② 長期優良住宅認定制度における認定基準の見直し

- 壁量計算により耐震性を確認する場合には、耐震等級2以上で認定基準に適合するよう見直し。

※令和4年10月より、耐震等級3を求めていた暫定的な措置は終了。

③ 経過措置

- これらの基準の見直しは令和7年4月1日より適用する。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに設計住宅性能評価又は長期優良住宅の認定等の申請を行うものについては、改正前の基準によることができる。

44

地域係数がある

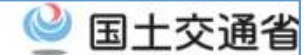


壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

(壁量基準の見直し関連)

必要壁量試算例(早見表)



＜床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表) HP掲載イメージ＞

太陽光パネル設備等「なし」の場合

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

■試算例1～21

2Fの階高	2階の床面積/1階の床面積						
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下

該当する条件の
PDFアイコンをクリック

階の床面積に集まる数値(単位: cm²/m²)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に集まる数値 (cm ² /m ²)				柱の必要小径 σ_c (mm)					
		令第46条第4項				令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋	2階建て					
1階	2階		1階			2階					
屋根の仕様	外壁の仕様				σ_c/t^*	σ_c (mm) 以上	σ_c/t^*	σ_c (mm) 以上	σ_c/t^*	σ_c (mm) 以上	
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90	

瓦屋根(ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

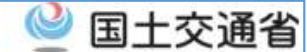
31

25

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

(壁量基準の見直し関連)



表計算ツールを活用した必要壁量の算定方法

<表計算ツール(入力例)>

(2階建て住宅用)

1. 階の床面積に乘ずる数値(単位 cm/m²)

緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高 (m)	2.86	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高 (m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m ²)	50	小屋裏面積を含める。
1階床面積(m ²)	50	小屋裏面積を含める。
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	ブルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	ブルダウン選択
太陽光発電設備等(N/m ²)	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をブルダウン選択し、右欄(緑)にその重量を入力する。
天井断熱材(N/m ²)	100 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。
外壁断熱材(N/m ²)	70 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。

←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択
 ←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

実際に設置する機器重量が決定している場合には、
 直接入力も可能。

断熱材については、
 天井・外壁それぞれ直接入力も可能。
 (天井:1種類 外壁:2種類)

出力結果	【階の床面積に乘ずる数値】 (方法①)	1階	2階
		46	28

階の床面積に乘ずる数値が
 算出されます。

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

32

26

壁量基準等の見直し

10/30に表計算ツールに多機能版が追加された

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した表計算ツール(2階建て用)(在来軸組工法用)

ver1.1

作成日		物件名	
設計者		登録番号	登録第 氏名
建築士事務所名	事務所	登録番号	知事 登録第

※使い方：緑の枠に必要事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。

1. 単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m^2)(令第46条第4項、昭56建告第1100号第三)

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高 h_2 (m)		小屋梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高 h_1 (m)		2階床梁上端～1階土台上端までの距離
標準せん断力係数 C_0	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3(不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m^2)		(ここでは小屋裏面積を含めなくともよい。)
1階床面積(m^2)		(ここでは小屋裏面積を含めなくともよい。)
屋根の仕様		プルダウン選択
外壁の仕様		プルダウン選択
太陽光発電設備等(N/m^2)		太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」 ^{※2} をプルダウン選択し、右欄(緑)にその質量を入力する。 設備等の質量 (kg)
天井断熱材(N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。 密度(kg/m^3) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。異なる断熱材を重ねて使用する場合には2段に分けて記載する。 密度(kg/m^3) 厚さ(mm)

※1：固定荷重・積載荷重の根拠は [こちら](#)。

※2：屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

出力結果	単位床面積当たりの必要壁量(方法①)	1階	2階

2. 柱の小径(令第43条第1項、第6項、平成12建告第1349号第一第2項)

2-1～2-3の3とおりの算定方法があります。

採用する算定方法のタイトル横のチェックボックスに☑をご記入ください。

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した表計算ツール(2階建て用)(多機能版)

ver1.0

作成日		物件名	
設計者		登録番号	登録第 氏名
建築士事務所名	事務所	登録番号	知事 登録第

○. 設計の用途を選択(いずれかひとつのチェックボックスを選択してください。)

☐ 住宅性能表示制度を利用 ☐ 非住宅(事務所建築) ☐ 左記以外(住宅・建築基準法のみ)

※使い方：緑の枠に必要事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。

1. 単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m^2)

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高 h_2 (m)		小屋梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高 h_1 (m)		2階床梁上端～1階土台上端までの距離
建物の最高高さ・軒高(m)		建物の頂点～小屋梁・桁上端までの距離
標準せん断力係数 C_0	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3(不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m^2)		(ここでは小屋裏面積を含めなくともよい。)
1階床面積(m^2)		(ここでは小屋裏面積を含めなくともよい。)
軒の出(m)		壁芯から軒先までの長さ
屋根勾配(度)	0.0度	屋根勾配(度に変換) 0.0度 ※屋根形状係数を求める場合にお使いください。
屋根の仕様		プルダウン選択
外壁の仕様		プルダウン選択
太陽光発電設備等(N/m^2)		太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」 ^{※2} をプルダウン選択し、右欄(緑)にその質量を入力する。 設備等の質量 (kg)
天井(屋根)断熱材(N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力。 密度(kg/m^3) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m^2)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。 密度(kg/m^3) 厚さ(mm)

※1：固定荷重・積載荷重の根拠は [こちら](#)。

※2：屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

出力結果	【階の床面積に換算する数値】	等級基準法	1階	2階

※出力結果が空白の場合は、入力内容が不足している可能性があります。

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した表計算ツール(在来軸組工法版) ver1.1 表計算ツールの解説・注意事項 2024/10/30

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/> 27

壁量基準等の見直し

出典：公益財団法人日本住宅・木材技術センターウェブサイト

1-3 当該表計算ツールにおける荷重の想定（在来軸組工法版の場合）

当該階が支えている部分の固定荷重と積載荷重の和 Σw_i の算出方法は以下のとおりである。

（1）水平構面の床面積当たりの荷重

部位の面積当たりの荷重及び床面積当たりの荷重を表1-3に示す。

本計算では、軒の出450～600mmと屋根勾配5寸（×1.3（割増率））を想定している。

このため、太陽光発電設備等及び屋根の床面積当たりの荷重は、部位の面積当たりの荷重を1.3倍（割増率）したものとしている。

軒の出が600mmを超える場合や屋根の勾配が5寸を超える場合は、割増を行う等の調整を行うか、多機能版を使用することが考えられる。

表1-3 水平構面の固定荷重と積載荷重の数値と根拠

		部位の面積当たりの荷重(N/m ²)	床面積当たりの荷重(N/m ²)	荷重の出典 (※(一社)日本建築防災協会HP「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」(令和4年10月国土交通省公表)に関する補足資料(令和4年10月28日より)
太陽光発電設備等	なし	0	0	-
		200	260	屋根全面設置を想定(国土交通省によるヒアリング調査等より)
	あり	-	-	太陽光発電設備等の全重量/1階床面積と2階床面積のうち大きい方の面積 数値入力する場合には、太陽光発電設備等の全重量を入力する。結果は、全重量を1階2階床面積の大きい方で除した値で計算される。
屋根	瓦屋根(ふき土無)	990	1300	瓦ぶき(640)※ ¹ +小屋組(200)※ ² +打上げ天井(150)※ ¹
	スレート屋根	740	1000	スレートぶき(440)※ ¹ +小屋組(200)※ ² +さお縁天井(100)※
	金属板ぶき	500	650	鉄板かわら棒ぶき(200)※ ² +小屋組(200)※ ² +さお縁天井(100)※ ¹
断熱材	天井断熱材	100	100	GW24K 400mm程度を想定(国土交通省によるZEH150棟調査よりカバー率9割程度として想定)
		密度×厚さ	密度×厚さ	密度と厚さで設定可能。
床		610	610	畳敷(340)※ ¹ +床ばり(170)※ ¹ +さお縁天井(100)※ ¹
積載		600	600	令第85条

※1 令第84条より

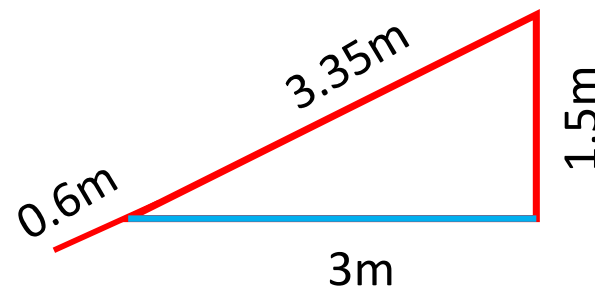
※2 木造住宅の耐震診断と補強方法(日本建築防災協会より)



16.5m

床面積当たりの荷重は、階高が2.8mで上記のような平面形として、計算している

屋根面の荷重は、屋根勾配5寸、軒の出が450～600mmを想定して割増率を1.3倍としている



$$(0.6 + 3.35) / 3 = 1.316$$

壁量等の基準（令和7年施行）に対応した表計算ツール（在来軸組工法版）ver1.1 表計算ツールの解説・注意事項 2024/10/30

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/> 28

壁量基準等の見直し

出典：公益財団法人日本住宅・木材技術センターウェブサイト

(2) 鉛直構面の床面積当たりの荷重

外壁及び壁断熱材の床面積当たりの荷重は、下式のとおり算出する。
外壁及び壁断熱材の床面積当たりの荷重 (N/m²) = 部位の面積当たりの荷重 (N/m²) × ((2X × h_i + 2Y × h_j) × (1 - W)) / (X × Y)
開口部の床面積当たりの荷重 (N/m²) = 部位の面積当たりの荷重 (N/m²) × ((2X × h_i + 2Y × h_j) × W) / (X × Y)

表1-4 変数の算定式、入力されている値

変数	変数の意味
X	建物の平面形状を長方形と仮定した場合の外周のX方向の壁長さ (m)。本ツールではX=6mとしている。
Y	建物の平面形状を長方形と仮定した場合の外周のY方向の壁長さ (m)。本ツールではY=16.5mとしている。
h _i	i階の階高 (m)
W	外皮面積に対する開口率。本ツールでは9%としている。

壁面積当たりの荷重及び床面積当たりの荷重の計算結果は表1-5のとおりである。なお、床面積当たりの荷重は、階高2.8m時の例である。

表1-5 鉛直構面の固定荷重と積載荷重の数値と根拠

	部位の面積当たりの荷重(N/m ²)	床面積当たりの荷重(N/m ²) (階高2.8m時の例)	荷重の出典
外壁	土塗り壁等	1000	1160
	モルタル等	890	1040
	サイディング	600	700
	金属板張	500	580
	下見板張	350	410
	壁断熱材	70	90
開口部	トリプルガラス	400	50
内壁	せっこうボード	—	200

※1 令第84条より
※2 木造住宅の耐震診断と補強方法 (日本建築防災協会より)



床面積当たりの荷重は、階高が2.8mで上記のような平面形として、計算している

サイディング (600N/m²) で検討

サイディングで床面積当たり荷重を求めてみる

単位荷重 外周長さ 階高 開口率 床面積

$$600 \times (6 + 16.5) \times 2 \times 2.8 \times 0.91 / (6 \times 16.5) = 694 \rightarrow 700 \text{ N/m}^2$$

壁量等の基準 (令和7年施行)) に対応した表計算ツール (在来軸組工法版) ver1.1 表計算ツールの解説・注意事項 2024/10/30

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/> 29

公益財団法人 日本住宅・木材技術センターのウェブサイトより
<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

新しい壁量等の基準（案）に対応した表計算ツール（案）（2階建て用）（在来軸組工法用）

ver1.1

作成日		物件名			
設計事務所名		建築士		建築士の種類	

※使い方：緑の枠に必要事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。

1. 階の床面積に乘ずる数値(単位 cm/m^2) (令第46条第4項)

入力値 *1	項目	入力欄	入力の注意点等	
	2階階高 (m)	2.800	小屋梁・桁上端～2階床梁上端までの距離	
	1階階高 (m)	2.800	2階床梁上端～1階土台上端までの距離	
	標準せん断力係数 C_0	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3（不明な場合は特定行政庁に確認）	
	2階床面積(m^2)	80.00	（ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。）	
	1階床面積(m^2)	80.00	（ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。）	
	屋根の仕様	金属板ぶき	ブルダウン選択	
	外壁の仕様	金属板張	ブルダウン選択	
	太陽光発電設備等(N/m^2)	なし(0)	太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」*2をブルダウン選択し、右欄(緑)にその質量を入力する。	下記への入力は不要です。 設備等の質量 (kg)
	天井断熱材(N/m^2)	100 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度(kg/m^3) 厚さ(mm)

外壁断熱材(N/m^2)	70 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度(kg/m^3) 厚さ(mm)

*1：固定荷重・積載荷重の根拠は [こちら](#)。

*2：屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

出力結果	【階の床面積に乘ずる数値】 (方法①)	1階	2階
		35	17

2階 17
1階 35

2. 柱の小径 (令第43条第1項、第6項)

2-1～2-3の3とおりの算定方法があります。

採用する算定方法のタイトル横のチェックボックスに☑をご記入ください。

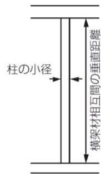
☒ 2-1 算定式と有効経長比より柱の小径を求める場合

算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階	出力結果	
	d_c/l *3	柱の小径 d_c *4 (mm以上)
2階	1/36.9	73
1階	1/27.6	97

*3：柱の必要小径 d_c /横架材間距離/

*4：すぎ、無等級材（平成12年建設省告示第1452号第5号）を前提として算定。解説・注意事項は [こちら](#)。



検証計算(森松)

:属板葺き :属板張	2階高 (m)	2.8	高さ	5.6		
	1階高 (m)	2.8	2層 $\Sigma w_i(N)$	96800		
	2階床面積 (㎡)	80	1層 $\Sigma w_i(N)$	267200		
	1階床面積 (㎡)	80				
	屋根(N/㎡)	650	T(s)	0.168		
	外壁(N/㎡)	580	$\alpha 2$	0.362275		
	内壁(N/㎡)	200	$\alpha 1$	1		
	高気密断熱窓(N/㎡)	50	C0	0.2		
	天井断熱(N/㎡)	100	Ai2	1.290235	Q2(kN)	24.97896
	外壁断熱(N/㎡)	90	Ai1	1	Q1(kN)	53.44
	床(N/㎡)	610				
	積載(N/㎡)	600	Lw2	15.93046	16	
	太陽光(N/㎡)	0	Lw1	34.08163	35	

2階 16
1階 35

壁量等の基準（令和7年施行））に対応した表計算ツール（在来軸組工法版） ver1.1 表計算ツールの解説・注意事項 2024/10/30

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

表計算ツールの解説・注意事項は必ず読んでおくことをお勧めします。

2024/10/30更新

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した表計算ツール（在来軸組工法用）の解説・注意事項

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

0. はじめに

本表計算ツールは、建築基準法施行令（以下「令」という。）第46条第4項及び昭和56年建設省告示（以下告示については「昭56建告」のように略称）第1100号第三における単位床面積当たりの必要壁量並びに令第43条第1項、第6項及び平12建告第1349号第一第2項における柱の小径等の計算方法である。当該表計算ツールは在来軸組工法における一般的な住宅を想定しているが、表計算ツールの入力条件等から外れるものは設計者判断等により、必要に応じて根拠を示した上で、適宜調整[※]を行うこととする。また、設計者判断等により想定する固定荷重や建築物高などのパラメータを実態に応じて個別に計算する場合には、必ずしも当該表計算ツールの算定方法や算出根拠に準じなくても良い。

※ 例えば、固定荷重の想定(表1-3、表1-5)の仕様から外れる仕様を用いる場合には、実際の固定荷重に比べて重い仕様を選択することなどが考えられる。また、軒の出が600mmを超える場合、屋根の勾配が5寸を超える場合は、太陽光発電設備等の荷重の算定によって、増強を行う等の調整が必要である。

1. 単位面積当たりの必要壁量 L_w の算出方法

1-1 単位面積当たりの必要壁量 L_w の算定式

単位面積当たりの必要壁量 L_w は階ごとに下式のとおり算出している。

$$\text{当該階の単位面積当たりの必要壁量 } L_w \text{ (cm/m}^2\text{)} = (A_1 \cdot C_0 \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_n)$$

表1-1 変数の算定式、入力されている値

変数	変数の意味と算定方法
層せん断力分布係数 A_1	$A_1 = 1 + \{ (1/\sqrt{\alpha_1}) - \alpha_1 \} \times 2T / (1 + 3T)$
α_1	建築物の A_1 を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値
固有周期 T (秒)	$0.03 h$ (秒) としている。
建築物の高さ h (m)	建物の高さ h は、土台+基礎高さ=0.5mと仮定し、屋根部分の高さ(最高高さ-軒高)/2 + 2階階高 + 1階階高 + 0.5mで算出している。本表計算ツールでは屋根部分の高さ(最高高さ-軒高)/2を0.9mとしている。
標準せん断力係数 C_0	標準せん断力係数は、0.2以上。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物にあっては、0.3以上としなければならない。
Σw_i (kN)	当該階が支えている部分の固定荷重と積載荷重の和。実況に応じた荷重(固定荷重、積載荷重)により算出(1-2項を参照)
A_n (m ²)	当該階の床面積(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)

1-2 当該階が支えている部分の固定荷重と積載荷重の和 Σw_i の算出方法

当該階が支えている部分の固定荷重と積載荷重の和 Σw_i の算出方法は以下のとおりである。

(1) 2階建ての場合

図1-2は1階の2階の面積比率に応じて、1階の下屋を含む場合、含まない場合に分かれるので1階と2階の面積の最大値とした。

2. 柱の小径 d_e の算出方法

2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

(0) 2-1の算定方法における前提条件と注意事項

- ・ 正角柱を前提とした算定方法である。
- ・ すぎ、無等級材を前提とした計算式である。無等級材の要求性能は、本シート末尾の別表に掲載している。
- ・ 柱の負担可能面積は柱1本あたり5m²として計算しており、設計時の柱の配置や間隔には注意を要する。
- ・ 2階建ての下屋部分の柱の小径の算定は、平屋の表計算ツールを用いてもよい。

(1) 柱の小径 d_e の算出方法

$$d_e = \text{Max}(d_{be}, d_{se})$$

表2-1 変数の算定式、入力されている値

変数	変数の意味
d_e	柱の小径 (mm)
d_{be}	座屈の検討により算出した柱の必要小径 (mm)
d_{se}	柱の有効細長比より算出した柱の必要小径 (mm)

(2) 柱の座屈の検討による柱の必要小径 d_{be} の算出方法

柱の細長比に応じて、3つの条件式から算出する。

$$\left\{ \begin{array}{l} \sqrt{\frac{W_d A_e}{\left(\frac{1}{3} F_c\right)}} \geq \frac{l}{8.66} \left(= \frac{d_e}{l} \geq \frac{1}{8.66} \right) : d_{be} = \sqrt{\frac{W_d A_e}{\left(\frac{1}{3} F_c\right)}} \\ \frac{l}{52.70} \leq \sqrt{\frac{W_d A_e}{\left(\frac{1}{3} F_c\right)}} < \frac{l}{8.66} \left(= \frac{1}{28.87} \leq \frac{d_e}{l} < \frac{1}{8.66} \right) : d_{be} = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot \frac{W_d A_e}{\left(\frac{1}{3} F_c\right)}} \\ \sqrt{\frac{W_d A_e}{\left(\frac{1}{3} F_c\right)}} < \frac{l}{52.70} \left(= \frac{d_e}{l} < \frac{1}{28.87} \right) : d_{be} = \sqrt{\frac{12l^2}{3000} \cdot \frac{W_d A_e}{\left(\frac{1}{3} F_c\right)}} \end{array} \right.$$

表2-2 変数の算定式、入力されている値

変数	変数の意味
W_d	単位面積当たりの荷重 (N/m ²)。2-1、2-2では(4)の外周部の柱の単位面積あたりの負担荷重 W_{d0} を用いている。
A_e	柱1本あたりの荷重の負担面積 (m ²)。本ツールでは5.0m ² と仮定している。
l	横架材間距離 (mm)。2階建ての1階の横架材間距離は階高から梁せい120mmを、2階建ての2階及び平屋の横架材間距離は階高から梁せい105mmを引いて算出している。
F_c	柱材の圧縮の基準強度 (N/mm ²)。ここでは無等級材、すぎの圧縮の基準強度17.7N/mm ²

壁量等の基準（令和7年施行）に対応した表計算ツール（在来軸組工法版）ver1.1 表計算ツールの解説・注意事項 2024/10/30

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

31

新しい壁量等の基準（案）に対応した早見表（案）（在来軸組工法用）

試算No.
41
ver1.0

1. 基本情報

項目	値	入力の注意点等
2階階高	2.8 m以下	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高	2.9 m以下	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤であるとして行政庁が0.3と指定している場合は下記の床面積に乘じる値を1.5倍すること（不明な場合は特定行政庁に確認）。
太陽光発電設備等	なし	全面載荷 床面積当たりの荷重260(N/m ²)を想定
床面積比	100/100	2階の床面積/1階の床面積（小屋裏面積は含まない）
柱の仕様	スギ、無等級材	すぎ、無等級材（平成12年建設省告示第1452号第5号）を前提として算定。

2. 階の床面積に乘する数値(単位 cm/m²)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乘する数値 (cm/m ²)			柱の必要小径d _c (mm)					
		令第46条第4項			令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋		2階建て		2階建て	
屋根の仕様	外壁の仕様		1階	2階			1階	2階		
					d _c /l*	d _c (mm) 以上	d _c /l*	d _c (mm) 以上	d _c /l*	d _c (mm) 以上
瓦屋根（ふき土無）	土塗り壁等	23	50	29	1/30	90	1/23	120	1/29	90
瓦屋根（ふき土無）	モルタル等	22	48	28	1/30	90	1/26	105	1/29	90
瓦屋根（ふき土無）	サイディング	20	43	25	1/30	90	1/26	105	1/29	90
瓦屋根（ふき土無）	金属板張	20	41	24	1/30	90	1/26	105	1/29	90
瓦屋根（ふき土無）	下見板張	19	39	23	1/30	90	1/26	105	1/29	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	47	25	1/30	90	1/26	105	1/29	90
スレート屋根	モルタル等	19	45	24	1/30	90	1/26	105	1/29	90
スレート屋根	サイディング	17	40	22	1/30	90	1/26	105	1/29	90
スレート屋根	金属板張	17	38	21	1/30	90	1/26	105	1/29	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/30	90	1/26	105	1/29	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	21	1/30	90	1/26	105	1/29	90
金属板ぶき	モルタル等	15	42	20	1/30	90	1/26	105	1/29	90
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/30	90	1/26	105	1/29	90
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/30	90	1/26	105	1/29	90
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/30	90	1/26	105	1/29	90

*柱の必要小径d_c/横架材間距離l

2階 17
1階 35

壁量等の基準（令和7年施行）に対応した早見表（在来軸組工法用） 2024/10/30

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>



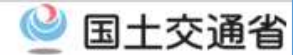
壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

準耐力壁について

(壁量基準の見直し関連)

準耐力壁等の取扱いについて



○ 準耐力壁等については、基本的に、**存在壁量に「算入できる」ものとして取り扱う**

※必要壁量の1/2を超えて準耐力壁等を壁量に算入する場合は、柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことを確認する必要

○ 準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、**壁配置のバランスの確認** (四分割法)、**柱頭・柱脚の接合方法の確認** (N値計算法等) において **準耐力壁等の影響は考慮しない**

【準耐力壁等の存在壁量への算入】

準耐力壁等の壁量	壁量に算入しない場合	壁量に算入する場合	
		必要壁量の 1/2以下 (注1)	必要壁量の 1/2超 (注1)
存在壁量の算定		準耐力壁等を 算入できる	準耐力壁等を 算入できる ※柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことが確認された場合 (注3) に限る。
四分割法	耐力壁のみで検証	耐力壁のみで検証 (準耐力壁等は算入せずに検証)	準耐力壁等を含めて検証 ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象
柱頭・柱脚の接合部		耐力壁のみで検証 (準耐力壁等は壁倍率0として検証) ※存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率1.5倍超 (注2) のものは当該準耐力壁等の壁倍率で検証	準耐力壁等を含めて検証 ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象 (準耐力壁等の壁倍率1.5倍以下も対象)

(注1) 準耐力壁等と必要壁量の比較は、各階、各方向別に行う。いずれかで必要壁量の1/2を超える場合には、各階、各方向ともに1/2を超えるものとして検証。

(注2) 複数の準耐力壁等を併用する場合は壁倍率の合計で判断。

耐力壁と準耐力壁等を併用する場合は準耐力壁等の壁倍率で判断 (準耐力壁等の壁倍率1.5倍超：耐力壁と準耐力壁等の壁倍率の合計、1.5倍以下：耐力壁のみの壁倍率 で検証)。

(注3) 第三者機関での試験等の結果を踏まえて検証することを想定しており、具体的な検証方法は今後解説等で示す予定。

33

33

壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

準耐力壁について

(壁量基準の見直し関連)

準耐力壁等の仕様・倍率



○ 準耐力壁等(腰壁・垂れ壁を含む)の仕様・倍率については、品確法※と同様に規定

※日本住宅性能表示基準・評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号 第5 1-1 (3)ホ①表1)

<準耐力壁等の仕様・倍率>

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90cm以上	90cm以上かつ2m以下 ^{注)}
高さ	横架材間内法寸法の80%以上 ^{注)}	36cm以上 ^{注)}
その他	—	両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	$\text{面材の準耐力壁等の壁倍率} = \frac{\text{材料の基準倍率} \times 0.6 \times \text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$ $\text{木ずりの準耐力壁等の壁倍率} = 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	

※基準倍率は次ページ参照

注) 複数の面材・木ずり等を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

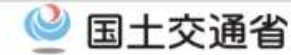
壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

準耐力壁について

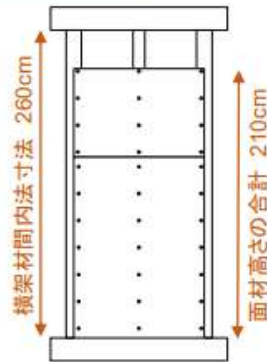
(壁量基準の見直し関連)

準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)



<準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)>

面材(構造用合板)の場合



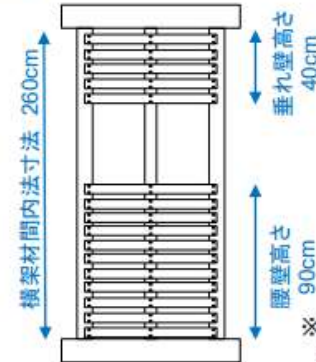
$$= \frac{\text{材料の基準倍率}^*}{1} \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= 2.5 \times 0.6 \times \frac{210\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$\div 1.2 \text{ 倍}$$

規定する準耐力壁等の壁倍率(片面)は1.5倍(=2.5倍×0.6)以下となる。

木ずりの場合



$$= 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= 0.5 \times \frac{40\text{cm} + 90\text{cm}}{260\text{cm}}$$

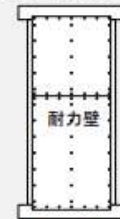
$$= 0.25 \text{ 倍}$$

※両側に耐力壁または準耐力壁が必要

※材料の基準倍率

材料	最低厚さ	くぎ	くぎの間隔	基準倍率
構造用合板、構造用パネル	5mm	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	12mm			
構造用パーティクルボード、構造用MDF	9mm			
石こうボード(屋内壁)	12mm	GNF40又はGNC40		0.9

(参考)耐力壁の例



(昭和56年建設省告示第1100号 関係)

軸組種類: 大壁
材料: 合板(9mm)
くぎ: N50
くぎの間隔: 15cm以下
→ 壁倍率 2.5
・柱、横架材、継目受材と横架材にくぎ打ち

35

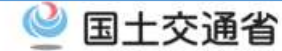
35

壁量基準等の見直し 出典：国土交通省のウェブサイト

階高3.2mを超える場合について

(壁量基準の見直し関連)

階高が3.2mを超える場合の取扱いについて



- ① 筋かいを入れた軸組の高さが 3.2mを超える場合には、通常の壁倍率に低減係数 α_h を乗じる
- ② 柱頭・柱脚の接合方法の確認 (N値計算法等) において、告示 (改正後の平成12年告示1460号第二号イ) の仕様による場合、階高は3.2m以下に限られる

① 筋かいの壁倍率の低減係数

$$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_0 \quad (1.0 \text{ を超える場合には } 1.0)$$

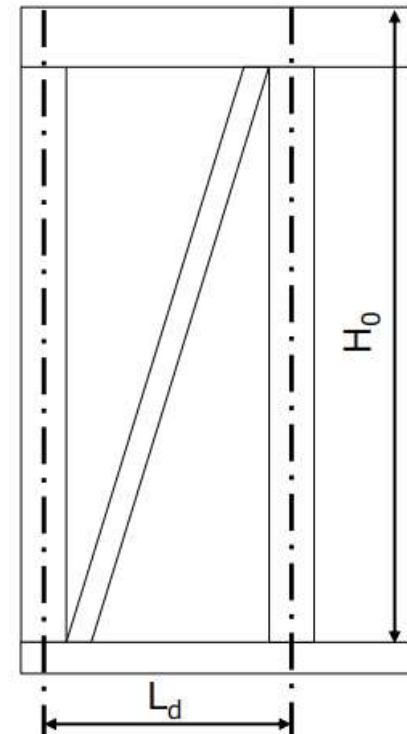
L_d : 筋かいを入れた軸組の柱間の距離 (mm)
 H_0 : 横架材の上端の相互間の垂直距離 (mm)

※ 壁量計算だけでなく、四分割法、N値計算法等においても、低減後の壁倍率を用いて算定する

② 柱頭・柱脚の接合方法の確認

階高	N値計算法	告示の仕様
3.2m以下	○	○
3.2m超	○	×

※ 筋かいの場合だけでなく、全ての耐力壁・準耐力壁等に適用



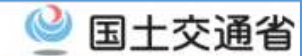
壁量基準等の見直し

出典：国土交通省のウェブサイト

筋かいの規制の見直し

【建築基準法施行令第45条】

木造建築物の筋かいの規制に係る見直し



- ① 現行において認められている木材や鉄筋と同等以上の強度を有する材料として告示で定める材料や国土交通大臣の認定を受けた材料の使用を新たに認める（告示は未制定）
- ② 筋かいの端部について、少なくともいずれか一方を柱と横架材との仕口に緊結すれば足りることとする（もう一方については、柱等に緊結することが必要）

① 筋かいの材料（現行）

- 引張力を負担する筋かい（第1項）
 - ・厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材
 - ・径9mm以上の鉄筋
- 圧縮力を負担する筋かい（第2項）
 - ・厚さ3cm以上幅9cm以上の木材



加えて、「同等以上の耐力を有する材料（告示仕様・大臣認定）」を使用可能とする

※当面の間は大臣認定の取得により使用可能

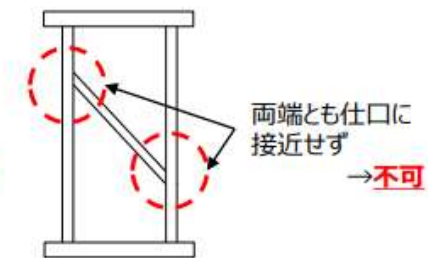
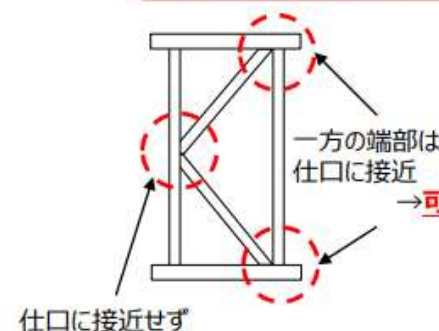
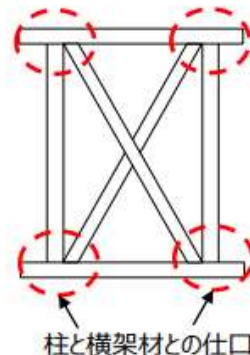
② 緊結方法（現行）

- 筋かいの両端部（第3項）
 - ・柱と横架材（はり等）との仕口に接近して、金物で緊結



一方の端部のみを柱と横架材との仕口に接近して緊結する場合も可とする

※**K型・多段筋かい**も大臣認定の取得により使用可能



38

37

柱の小径の基準について

(柱の小径の基準の見直し)

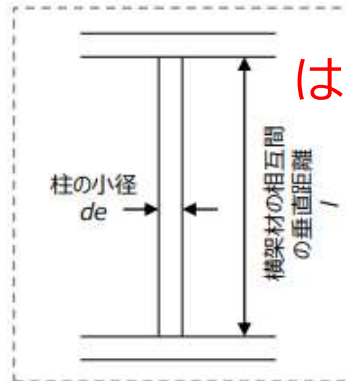
仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し

- 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定。より精緻な算定式（座屈の理論式）の活用も可能。
- 柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例（早見表）を整備
- 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

<算定式（横架材相互の垂直距離に対する柱の小径）>

$$d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot W_d / l^2$$

d_e : 必要な柱の小径 (mm)
 l : 横架材の相互間の垂直距離 (mm)
 W_d : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m²)
 ※荷重算定のイメージは壁量基準と同様
 ※積雪荷重は含まない



はりとはりの内法です

※柱に壁が取り付け場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要
(今後解説等で示す予定)

<より精緻な算定式（座屈の理論式）>

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)} \quad \text{等}$$

A_e : 荷重負担面積 (m²)
 F_c : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm²)

座屈の理論式をもとに、

・柱の小径

・柱の負担可能面積

を容易に算定できる設計支援ツールを整備

前提条件

無等級 正角材で

負担面積は5m²

有効細長比は150以下

2階横架材せい120mm

R階横架材せい105mm

すぎの圧縮基準強度

17.7N/mm²

積載荷重は1300N/mm²

と想定している

積雪荷重は含まない！

道条例で検討中！

柱の小径の基準について

早見表の利用

出典：国土交通省のウェブサイト

(柱の小径の基準の見直し)
柱の必要小径の試算例(早見表)

国土交通省

＜柱の必要小径の試算例(早見表) HP掲載イメージ＞

太陽光パネル設備等「なし」の場合
■試算No. 1～21

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

該当する条件のPDFアイコンをクリック

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下

階の床面積に乘ずる数値(単位: cm²/m²)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乘ずる数値 (cm ² /m ²)			柱の必要小径 d ₀ (mm)					
屋根の仕様	外壁の仕様	令第46条第4項			令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋		1階		2階	
			1階	2階	d ₀ /t*	d ₀ (mm) 以上	d ₀ /t*	d ₀ (mm) 以上	d ₀ /t*	d ₀ (mm) 以上
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根(ふき土無)サイディング2階建ての場合

*柱の必要小径 t: 構造材厚さ

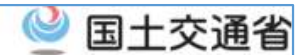
40

柱の小径の基準について

表計算ツールの利用

出典：国土交通省のウェブサイト

(柱の小径の基準の見直し)



表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

<表計算ツール> ※座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径 (令第43条第1項)

階	出力結果	
	d_c/l^*	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

*柱の必要小径 d_c / 横架材間距離 l / すぎ、無等級材

← 無等級材(すぎ)を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	基準強度	柱の小径 (mm以上)
2階	① JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	② 無等級材	すぎ	—	17.7	87
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号()		
1階	① JAS同一等級構成集成材	—	E105-F300(3層)	25.5	97
	② 無等級材	すぎ	—	17.7	106
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号()		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出

- ・JAS機械等級区分構造用製材
- ・JAS目視等級区分構造用製材
- ・無等級製材
- ・JAS同一等級構成集成材
- ・JAS A種構造用単板積層材

※大臣が基準強度の数値を指定した
木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果
106mm以上から97mm以上に

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

前提条件

床の支配面積
が5㎡分の荷重
を想定してい
る

5㎡を超える場
合は別途補正
計算が必要

2-2は樹種・強
度が変わられる

2-1は、無等級すぎ材が前提

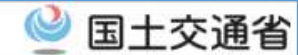
柱の小径の基準について

表計算ツールの利用

出典：国土交通省のウェブサイト

(柱の小径の基準の見直し)

表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法②



○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」(表計算ツールより算出)と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

③ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類		入力値			出力結果：柱の負担可能面積（m2）						
		JAS規格	樹種※	等級	基準強度	105角	120角	任意入力①		任意入力②	
						長辺・短辺	長辺・短辺	長辺	短辺	長辺	短辺
						辺（mm）	辺（mm）	（mm）	（mm）	（mm）	（mm）
						105	120	102	102	105	120
1階 外周部の柱*	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	7.6	13.5	6.6	8.7		
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	5.5	9.7	4.7	6.3		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入			認定番号 （ ）		0.0	0.0	0.0	0.0	
1階 内部の柱	①	JAS同一等級構成集成材	—	E105-F300(3層)	25.5	11.2	19.6	9.7	12.8		
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	7.7	13.6	6.7	8.8		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入			認定番号 （ ）		0.0	0.0	0.0	0.0	

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

柱の小径の基準について

出典：国土交通省のウェブサイト

(3) 小径の確認が不要な柱

柱を拘束し、座屈防止効果が期待できる壁が取りつく場合、当該壁の取りつく方向（面内方向）について、面内方向の柱の小径の確認を不要とする。

4. 構造計算により安全性を確認する場合の壁量及び柱の小径の基準の適用除外等

(1) 構造計算により安全性を確認する場合の壁量及び柱の小径の基準の適用除外

木造建築物について、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（昭和 62 年建設省告示第 1899 号）に定める構造計算により安全性を確認する場合は、「2. 壁量に関する基準の見直し」による確認を不要とする。また、木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1349 号）に定める構造計算により安全性を確認した場合は、「3. 柱の小径に関する基準の見直し」による柱の小径の確認を不要とする。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

別紙 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準の見直し
(案) 等の概要（令和5年12月版） 国土交通省住宅局 P5



柱の小径の基準について

出典：国土交通省のウェブサイト

小径の確認が不要な柱

柱の座屈の検討に際し、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付け方向については、面材の拘束効果が期待できるため、柱の小径の確認は不要です。

柱の小径の最小寸法を算定するための支援ツールとして、方法 A 早見表と方法 B 表計算ツールが用意されています。各方法の概要は P.81 の表 3 - 3 のとおりです。

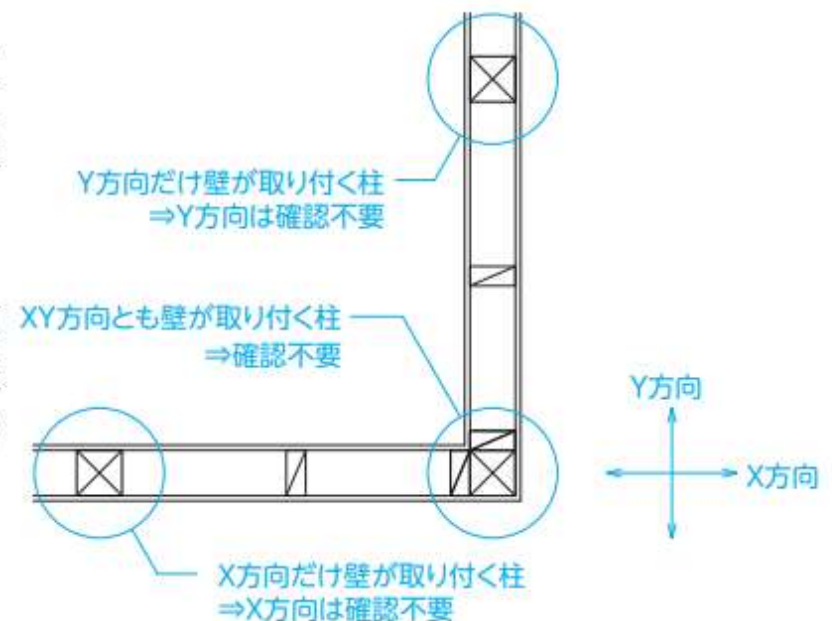


図 3 - 23 面材の拘束効果

第3章 構造関係規定の解説 5. 柱の小径等

(1) 柱の小径

柱の小径は、横架材相互間の垂直距離に市して、算定式による割合以上であることを確認します。
ただし、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付け方向については、柱の小径の確認は不要です。

【令第43条第1項、平12年建設令第134号】

柱の小径とは、柱の断面寸法のことをいいます。
柱は総長いほど座屈しやすくなるため、柱の小径の最小割合等が定められています。
横架材相互間の垂直距離とは、2階建ての場合、土台の上端から2階床ばり・真壁の下端までの寸法。2階床ばり・真壁の上端から小壁ばり・新げた下端までの寸法をいいます。



図 3 - 22 柱の断面と長さ

柱の座屈の検討に際し、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付け方向については、面材の拘束効果が期待できるため、柱の小径の確認は不要です。

柱の小径の最小寸法を算定するための支援ツールとして、方法 A 早見表と方法 B 表計算ツールが用意されています。各方法の概要は P.81 の表 3 - 3 のとおりです。



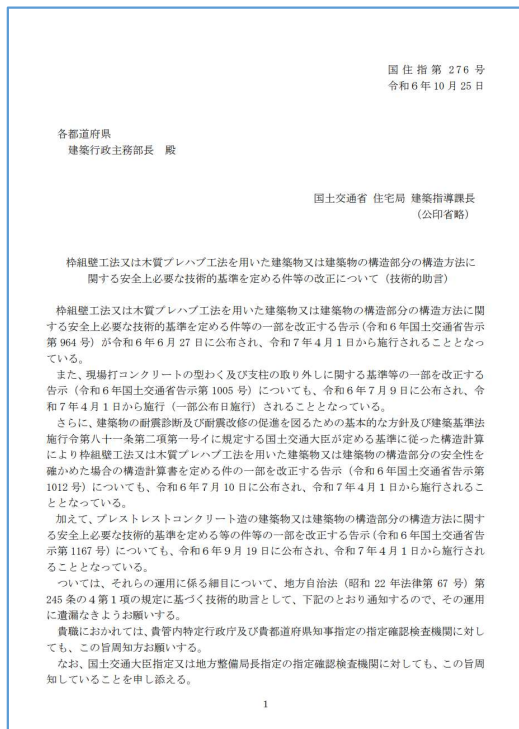
図 3 - 23 面材の拘束効果

2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル（2024/9）

<https://www.mlit.go.jp/common/001627106.pdf>

壁量充足率について

出典：国土交通省のウェブサイト



(4) 構造計算ルート1における壁量充足率比の確認（告示第1540号第11第2号ハ関係）
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により構造計算を要する建築物の高さを合理化し、ルート1の構造計算で設計可能な木造建築物の規模が16m以下に拡大することに伴い、階数が3であって、高さが13mを超え、16m以下のものについて、ルート1の構造計算により検証を行う場合に、これまでのルート2の構造計算において検証を求めていた令第82条の6第2号イに規定する剛性率に代わり、各階の壁量充足率（存在壁量を必要壁量で除した数値をいう。以下同じ。）を用いた仕様規定の確認を求めることとした。

具体的には、以下の式により各階の壁量充足率を各階の壁量充足率の平均値で除した値（以下「壁量充足率比」という。）を算定し、それぞれ0.6以上であることを確認することとする。ただし、剛性率の規定に適合する場合は、壁量充足率比の確認は不要である。

<算定式（壁量充足率比）>

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

R_f ：各階の壁量充足率比（ ≥ 0.6 ）
 r_f ：各階の壁量充足率
 $\bar{r}_f$ ：当該建築物についての r_f の相加平均

13mを超え16m以下の木造建築物は、現状はルート2の設計であったので、剛性率の検討があったが、ルート1で設計が可能になったため、剛性率の検討が不要になったため、代替えとして壁量充足率をすることになった

令和6年10月25日
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言）

設計上の留意事項

出典：国土交通省のウェブサイト

6. 設計上の留意事項

省エネ化等により建築物が重量化、高階高化することや、高耐力の壁等を用いることによる壁等の周囲の部材への影響などを考慮し、以下の内容について、設計上配慮することが望ましい。具体的な内容については、今後、解説書等で示す予定である。

(1) 床組等の検討

重量の大きな建築物のほか、特に大きな床開口を有する場合や、整形でない平面形状の建築物などの場合には、上部の水平力を下部の壁に伝えることができるよう、住宅性能表示制度の評価方法基準における告示（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 1-1 (3) ホ②③に規定する方法により床組等について検討することが考えられる。

(2) 接合部の検討

重量の大きな建築物のほか、高耐力の壁を用いる建築物などの場合には、耐力壁が壊れる前に接合部が外れてしまうことのないよう、住宅性能表示制度の評価方法基準における告示第 5 1-1 (3) ホ④に規定する方法により、胴差と柱の接合部、床と屋根の接合部について検討することが考えられる。

(3) 横架材及び基礎の検討

重量の大きな建築物のほか、高耐力の壁を用いる建築物などの場合には、鉛直荷重に対して十分な耐力を横架材が有するほか、水平力により上部構造に生じる引張力に対して十分な耐力を基礎が有するよう、住宅性能表示制度の評価方法基準における告示第 5 1-1 (3) ホ⑤に規定する方法等により、横架材・基礎について検討することが考えられる。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

別紙 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準の見直し
(案)等の概要（令和5年12月版） 国土交通省住宅局 P7

経過措置について

出典：国土交通省のウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/common/001769761.pdf>

第3 経過措置

第1及び第2の木造の建築物における壁量計算については、改正後の基準の円滑施行の観点から、告示施行後1年間（令和8年3月31日まで）は、地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下である延べ面積が300㎡以内に限り、改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に改正前の基準によることができるとする経過措置を設けることとした。本経過措置の適用上の留意点は以下のとおりである。

① 審査内容

経過措置を適用する場合であっても、壁量について改正前の基準に適合していることの審査がなされることとなる。

② 壁量計算

経過措置を適用して改正前の基準により壁量の算定を行う場合にあっては、第1の1（1）等を適用しないこととなるため、準耐力壁等の算入は不可である。

③ 様式の記載事項

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）を改正し、別記第2号様式の確認申請書（第三面18.）と別記第3号様式の建築計画概要書（第二面20.）に、経過措置の適用の有無の記載欄を設けている。

枠組壁工法又は伝統的構法等に関し、経過措置の適用にあたっては、「イ.適用の有無」の欄で「有」、「ロ.適用があるときは、その区分」の欄で「その他」を選択したうえで、「その他必要な事項」の欄に該当する告示番号等を記載する。

④ 提出図書

建築確認及び検査においては、「改正後の基準により難いと認められる場合」に該当することを示すための図書の提出は必要ない。

⑤ 建築主等への説明

経過措置の適用にあたっては、建築士は建築主等に対して経過措置を適用すること及びその理由並びに設計によっては令和8年4月1日以降に既存不適格となる可能性があることについて説明することが望ましい。



国 住 指 第 276 号
令和6年10月25日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言）

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第964号）が令和6年6月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

また、現場打コンクリートの型枠及び支保の取外しに関する基準等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1005号）についても、令和6年7月9日に公布され、令和7年4月1日から施行（一部公布日施行）されることとなっている。

さらに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1012号）についても、令和6年7月10日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

加えて、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1167号）についても、令和6年9月19日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

ついで、それらの運用に係る細目について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれましては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

1

令和6年10月25日

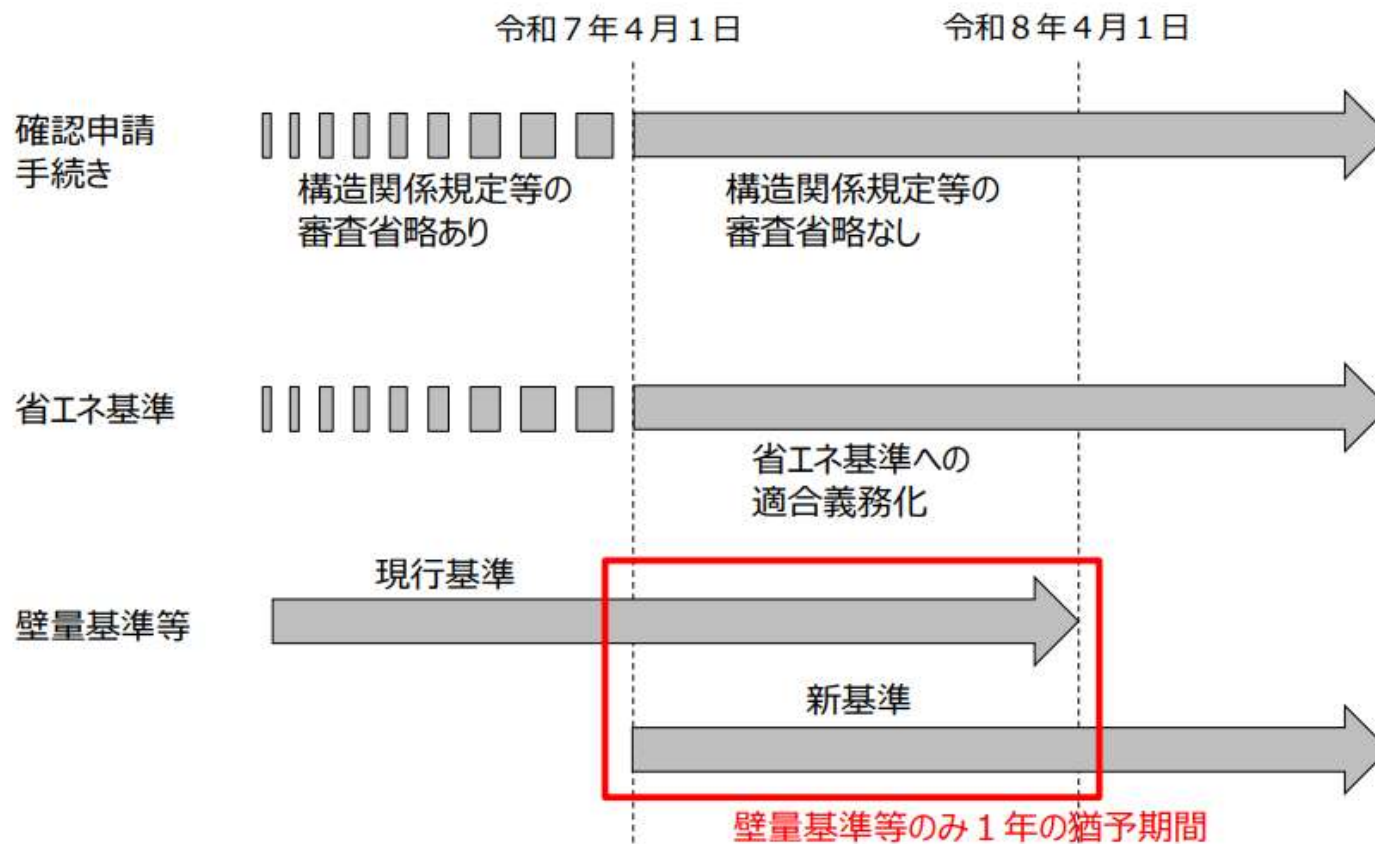
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言）

経過措置について

出典：国土交通省のウェブサイト

2階建ての木造一戸建て住宅等に係る手続き、基準適用のスケジュール 国土交通省

○2階建ての木造一戸建て住宅等に係る壁量基準等については、経過措置として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは、現行の壁量基準等を活用することができるが、審査省略制度(4号特例制度)の見直しや省エネ基準の適合義務化は令和7年4月1日からスタートするため、注意が必要。



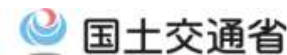
24

<https://www.mlit.go.jp/common/001627103.pdf>

47

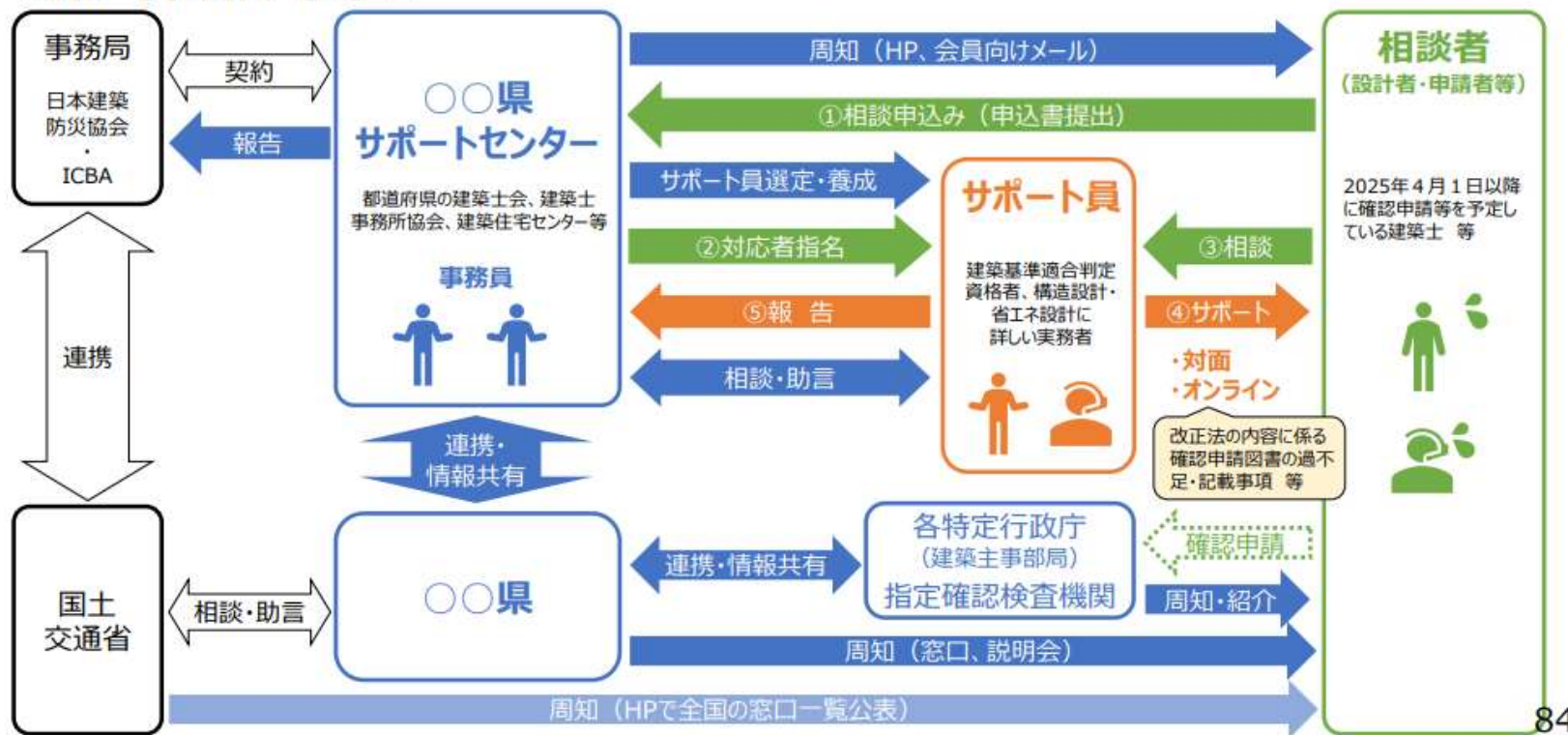
サポート体制について

建築士サポート体制について



- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築する。**
- 各都道府県単位でのサポート体制の構築を依頼し、**遅くとも2025年1月からのサポート実施**を目指す。
- 詳細は2025年1月までに順次HP（一般財団法人日本建築防災協会：<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>）に掲載予定。

<サポート体制図（例）>



事前審査ではありません

出典：国土交通省のウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/common/001627103.pdf>

最新情報は、国交省HPで

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

